

目 次

序 章	1
本 章	4
1 使命・目的・戦略	4
2 教育の内容・方法・成果	10
(1) 教育課程・教育内容	10
(2) 教育方法	21
(3) 成果	34
3 教員・教員組織	38
4 学生の受け入れ	47
5 学生支援	52
6 教育研究等環境	58
7 管理運営	65
8 点検・評価、情報公開	69
終 章	75

- ・ 資料 2-4：県立広島大学学則
- ・ 資料 7-1：県立広島大学大学院経営管理研究科委員会規程
- ・ 資料 7-2：公立大学法人県立広島大学組織規程
- ・ 資料 7-3：県立広島大学大学院経営管理研究科長に関する規程
- ・ 資料 7-4：県立広島大学大学院経営管理研究科専攻長に関する規程
- ・ 資料 7-5：公立大学法人県立広島大学会計事務取扱規程
- ・ 資料 7-6：公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程
- ・ 資料 7-7：公立大学法人県立広島大学資金管理規程
- ・ 資料 7-8：公立大学法人県立広島大学決裁規程
- ・ 資料 7-9：公立大学法人県立広島大学監査室規程

項目 21：事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第 42 条）〔F 群、L 群〕

7-7：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F 群〕

7-8：事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織の設置

公立大学法人県立広島大学組織については、理事長（学長）の下に、理事 4 名（副学長 2 名、事務総長 1 名、事務局長 1 名）であり、その各理事の下に、4 学部、1 専攻科、2 研究科、3 附属センター、1 研究機構とともに本部事務局を設置している。本部事務局には各課・室が置かれており、各事務組織は、事務分掌に基づいて、管理運営、教育研究、地域貢献を支援する業務を行っている。

本研究科の事務局は、新大学・広報・MBA 担当理事の事務総長、事務局次長（兼）経営企画室長の下に、MBA 業務推進担当が置かれている。

MBA 業務推進担当は、学生が社会人ということもあり、他の学部や他の研究科の運営とは独立した形の業務形態、運営を行っている。体制として、担当室長 1 名及び専任職員 3 名の計 4 名に、アシスタントスタッフ 1 名の計 5 名で構成している。

担当業務としては、本研究科の研究科委員会の下に設置されている各委員会及びその担当教員と連携のもと、教務、学生支援、入試広報、FD、国際交流等があり、他に、教員採用、予算管理、中期・年度計画策定及び点検・評価、学内外との調整、MBA 図書室等の施設備品の管理、その他研究科の方向性に関することの検討等、多岐にわたる業務を担当している。

MBA 業務推進担当の事務取扱時間は、平日は午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分であるが、本研究科の授業は、平日夜間及び土曜日に開講しているため、授業期間中は平日午後 5 時～午後 10 時、土曜日午前 8 時 30 分～午後 8 時の窓口相談機能を学外に業務委託しており、窓口スタッフを 1 名配置し、講義の準備、施設管理及び運営補助、学生への事務連絡等を行っている。春季や夏季等

の休業期間中は、平日午後5時～午後8時、土曜日午前8時30分～午後5時に、同じく業務委託によるスタッフを1名配置し、集中講義の準備、施設管理及び運営補助、学生への窓口対応を行っている。

7-7 関係諸組織との有機的連携と適切な運営

教員採用などの手続は総務課総務・人事係と、受託契約や物品の購入や委託契約などの締結は財務課と、教務・学生生活全般については教学課、海外大学のMOU締結や国際交流などの国際交流事業については国際交流センターとの連携のもと、適切に運営している。

また、本学の事務局組織においては、各部局の情報共有と有機的連携を図る目的として、毎月2回（原則として第1・第3水曜日の午前8時40分より）、事務総長、事務局長、事務局次長、各課・室長から構成される課長会議を開催している。

7-8 固有の目的に即した事務組織の特色ある運営

本研究科が特色とする医療、介護、福祉等のヘルスケア分野、農林水産業等の地域資源分野に係る新しい教育プログラム等の企画・運営に事務組織が関わっている。地域資源分野におけるノンディグリーのプログラム（主催：広島県農林水産局）では、本研究科の担当教員がプログラムの企画・開発及びゲストスピーカーの選定と確保を行い、職員は受講生募集のための広報・募集活動、運営準備、当日運営、予算管理等において担当教員と連携しつつ、支援する体制をとっている。同様にヘルスケア分野でもセミナーの企画・実施時には、同様の取り組みを行っており、固有の目的の実現に向け、事務組織が積極的に関わる運営としている。

<根拠資料>

- ・ 資料1-4：平成31（2019）年度学生便覧（14頁）
- ・ 資料7-10：大学組織図
- ・ 資料7-11：経営管理研究科に係る事務業務の分掌
- ・ 資料7-12：公立大学法人県立広島大学定款

【7 管理運営の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本研究科の管理運営に必要な新たな規程・要領等を制定しているが、研究科委員会傘下に設置した各種委員会の業務内容や権限・役割に係る規程・要領が制定できていない。また、学外の関係機関と連携した取り組みが増えていくと予想される中、より適切な管理運営が求められる。

（2）改善のためのプラン

適切な研究科運営に必要な委員会等の規程・要領の整備を進めていくとともに、本研究科が地域のビジネスリーダーを養成し、地域の社会や経済の活性化の責務を果たしていく取り組みの中、新たに必要規程の制定やそれに基づく手続において、学内外の諸組織と連携のもと、適切な管理運営を行っていくこととする。

8 点検・評価、情報公開

項目 22：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。〔学教法〕第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）〔F群、L群〕

8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕

8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕

8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕

8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

8-1 自己点検・評価のための仕組み・組織体制と継続性

公立大学法人においては、学校教育法第109条第2項に基づく評価（7年以内ごと）を認証評価機関から受けるとともに、地方独立行政法人法第26条、第27条の規定により、設立団体である地方公共団体の中期目標（3年以上5年以下の期間）に基づき中期計画及び年度計画を作成して、地方公共団体に設置される地方独立行政法人評価委員会において公立大学法人の業務の到達状況などの実績について評価を受けることになっている。本研究科の教育内容等についても、年度ごとの評価とともに、中期計画期間終了時にも総合的な評価を受け、これらの内容、結果を本学のウェブサイト公表している。

このような公立大学法人の評価の仕組みと経営系専門職大学院の認証評価の仕組みを十分に踏まえたうえで、自己点検等に関する大学全体の組織と十分に連携し、本研究科の自己点検評価委員会を中心に組織的な自己点検・評価体制を整備する必要があることを認識している。

本研究科における自己点検・評価のための仕組み及び組織体制としては、2018（平成30）年に研究科内に専攻長を含む外部認証評価特別委員会が担当委員会として設置され、本委員会は専攻長を含む3名の教員と2名の職員で構成し、自己点検・評価のための体制構築、改善案の提示、調整などを行うこととしている。

なお、この大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価の受審に際しての具体的な取り組みについては、以下のようなプロセスで行っている。①経営系専門職大学院認証評価が行われる前年度の4～9月において、全専任教員で自己点検・評価の素案を作成する。②その後、外部認証評価特別委員会で素案を再検討し、さらに研究科委員会後の時間において専任教員全員で再検討する、という改訂作業を行う。③最終案について、大学全体の組織での確認を行う。受審後は、今回作成した点検・評価報告書を研究科ウェブサイトにて公開する予定である。また、改善すべき

課題の検討とアクションプランの作成及び進捗を確認するプロセスを設計する必要があると認識している。

8-2 自己点検・評価と改善のための仕組み

本研究科では、開設以来、学生の意見交換を行う学生懇談会や外部有識者からの教育課程連携協議会等の実施を通して、本研究科の教育研究の活動等の改善に結びつけてきた。また、2018（平成30）年から、本研究科独自のFD委員会を発足させ、教育研究活動改善のためのFD研修会を年間4回のペースで実施し、また、大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価の受審を控え、本研究科の自己点検・評価を行うための外部認証評価特別委員会を設置し、1年以上の時間をかけて本研究科の自己点検を行い、研究科が抱える課題や改善点に対する取り組みを推進してきた。

受審後は、自己点検・評価委員会を設置したうえで、FD委員会と連携をとりながら、自己点検及び外部認証評価の結果に基づく改善方法等について教員間で議論し、教育研究活動の改善を検討して実行する仕組みをさらに整備する必要がある。

8-3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

2016（平成28）年4月設置時に、①設置の趣旨・目的等に合った設置計画の確実な履行、②ディプロマ・ポリシー達成のための学生履修指導の徹底、③専任教員の配置、④長期的安定的な学生確保とアンケート等の実施、を留意事項として指摘された。2016（平成28）年5月及び2017（平成29）年5月に作成した「設置計画履行状況報告書（AC）」において、全ての留意事項に対して、履行状況及び未履行事項についての実施計画が報告されている。2019（令和元）年12月現在でこれらの未履行事項は全て履行されている。

なお、2017（平成29）年に県立広島大学は大学全体として機関別認証評価を受審した際、本研究科は、改善の指摘のあった「3つのポリシーを見直し」を行い、それらはウェブサイトやパンフレット等で公表するとともに、「修了認定基準の明確化」についても取り組んだ。

8-4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。

本研究科は初回受審であるため、認証評価結果を受けての経営系専門職大学院としての教育研究活動の改善・向上の実績はない。大学全体としての自己点検・評価の結果からは、教育課程や研究活動の改善・向上は結びついている。自己点検・評価の結果は、研究科委員会で本研究科の全教職員で共有された後、各委員会に改善・向上のために諮問される仕組みをとっている。広島県公立大学法人評価委員会では、本研究科の経営学機能のより一層の強化の必要性が指摘され、その後のHBMS地域医療プロジェクト研究センター、防災社会システム・デザインプロジェクト研究センターを設置し、経営学機能強化とともに情報発信力の向上に努めている。

8-5 固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。

本研究科の固有の目的は、地域に根ざしたビジネスリーダーの育成であり、広島県が設立した公立大学法人の経営系専門職大学院であるため、地域と公立大学との距離は、国立大学や私立大学とは比べものにならないくらい地域に根ざした身近な存在である。

また、地方独立行政法人法に基づき、本研究科を含めた本学の自己点検・評価の内容については、広島県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果は、住民の代表である県議会において毎年度報告されている。

このようなことから、教育課程連携協議会等を通じて、地域の企業経営者等の意見を十分に配慮するなど、地域住民や企業等のニーズや期待に十分応えられる公立大学ならではの自己点検・評価体制の充実・強化を図ることとしている。

<根拠資料>

- ・ 資料 8-1：公立大学法人県立広島大学業務評価室規程
- ・ 県立広島大学ウェブサイト「経営管理研究科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書」
<https://www.pu-hiroshima.ac.jp/uploaded/attachment/10602.pdf>

項目 23：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕

8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表していること。〔F群〕

8-8：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第172条の2第1項及び第2項）〔F群、L群〕

- （1）教育研究上の目的に関する事。
- （2）教育研究上の基本組織に関する事。
- （3）教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。
- （4）学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関する事。
- （5）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。
- （6）学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関する事。
- （7）校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事。
- （8）授業料、入学料その他の徴収する費用に関する事。
- （9）学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。
- （10）専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況。

8-9：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

8-6 自己点検・評価の公表

本学では、設置者である広島県の情報公開条例に基づき、積極的な情報の公表に努めている。本学の教育研究上の目的に関する事、教育研究上の基本組織に関する事、教員組織、教員数

並びに各教員が保有する学位及び業績に関する事など、教育情報公表の法定事項に加え、任意事項である教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受け入れ方針）についても、全学部・研究科の情報を公開する等、学校教育法施行規則第172条の2に規定された教育活動等の状況に関する事項については、本学ウェブサイトにおいて全学的に積極的な情報公開に取り組んでいる。また、本研究科独自のウェブサイト及びパンフレットにおいても各種情報を積極的に公表している。

8-7 認証評価の結果の公表

本研究科は初回受審であるが、受審後にウェブサイトでの速やかな公表を予定している。併せて、毎年、発行しているパンフレットにおいても、結果について公表していく予定である。

8-8 経営専門職大学院の情報公開

全学のウェブサイトや大学案内とは別に、本研究科独自にウェブサイト及びパンフレットを作成し、本研究科の詳細な情報を提供している。本研究科のウェブサイトにおいては、各種イベントの開催や教員・修了生が講師等を務める講演やセミナー等の案内も積極的に行っている。

各項目の情報公開については、表8-1のとおりとなっている。

表8-1 情報公開

○：本研究科ウェブサイト、◇：本学ウェブサイト

(1) 教育研究上の目的に関する事。	○HBMS 概要 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/ ◇教育研究上の目的 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/47/mokuteki.html
(2) 教育研究上の基本組織に関する事。	○HBMS 概要 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/
(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。	○教員紹介 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/faculty ○研究者総覧 https://hiris.pu-hiroshima.ac.jp/search/index.html
(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関する事。	○入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー） https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/#s=sec6 ◇入学者数 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/32/post-499.html ◇収容定員及び在学する学生数 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/general-education/shuyoteiin.html ○修了生インタビュー https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/stakeholdervoice#s=a02
(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の	○カリキュラム https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/curriculum/

授業の計画に関すること。	◇シラバス https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/course-catalog/h31course-catalog.html
(6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。	◇修了要件 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/uploaded/attachment/13784.pdf ○授業科目一覧 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/curriculum/#s=a03 ◇シラバス https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/course-catalog/h31course-catalog.html
(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。	○施設環境 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/environment ◇広島キャンパス施設案内 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/hiroshima-campus/
(8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。	○HBMS概要 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/
(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	◇就職・キャリア支援 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/employment/ ◇学生相談 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/soudan/
(10) 専門性が求められる職業についている者等との協力状況。	現在は公開していないが、今後修了生の状況を見て情報を公開する予定である。

8-9 固有の目的と特色ある情報公開

本研究科の固有の目的である地域に根ざしたビジネスリーダーの育成については、その教育研究成果をプロジェクト研究の「最終成果報告会」を在学生の所属企業の関係者や地元経済界の関係者を招いて毎年2月に開催している。

さらに、本研究科の存在と特色を地域社会へPRするために、本研究科と関連の深い「HBMS地域医療経営プロジェクト研究センター」「防災社会システム・デザインプロジェクトセンター」の活動内容については、本研究科のウェブサイトの中の「地域・企業の方へ」のページにおいて掲載し、情報公開に努めている。また、本研究科のウェブサイト上での情報提供（例えば広島県における防災意識調査）や地域と連携した医療機関などの特定の対象者向けのセミナーの開催情報などを掲載、公開している。

<根拠資料>

- ・ 経営管理研究科ウェブサイト
<https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/>
- ・ 県立広島大学ウェブサイト「研究者総覧」
<https://hiris.pu-hiroshima.ac.jp/search/index.html>

- ・ 資料1-2：県立広島大学大学院経営管理研究科パンフレット2019
- ・ 資料1-3：令和2（2020）年度県立広島大学大学院経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻学生募集要項
- ・ 資料8-2：公立大学法人県立広島大学情報公開事務等取扱要綱

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

全学的な自己点検・評価の結果については、全学的な取り組みの中で、認証評価における自己点検・評価報告書や広島県公立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果をウェブサイトで公表しているものの、本研究科の強みや課題を地域と共有して研究科の運営に活かすためにも、本研究科独自の取り組み等をより積極的に社会に公表又は発信していく必要がある。

（2）改善のためのプラン

本研究科の運営をより活性化するために公表すべき情報等について、在学生や修了生、地域企業等の意見やニーズを踏まえ、地域社会等に積極的に公開していくためにも情報の整理、収集方法及び公開方法等を検討して実施する。

終章

1. 自己点検・評価を振り返って

本研究科の開設当初の使命・目的を継承し、併せて、固有の目的を達成していくためには持続的発展を目指す戦略策定を行っていかねばならない。各章においてそれぞれのテーマによる点検・評価を分析することで、いくつかの中長期的な課題が改めて発見できた。

(1) 研究科組織体制に関する課題

① 教員数の確保

マネジメントのコア科目（経営戦略やアカウンティング）の専任教員を確保することが、本研究科の固有の目的であるビジネスリーダー育成につながっていくことから、その重要性は高い。一方、地域課題は様々であり、それに対応するための教員組織体制が十分であるとはいえない。多様な教員が教育研究に関わることができる組織体制を整えていかねばならない。

② 組織的研修の充実

本研究科の教育研究力を向上させていくためには、組織的な取り組みが必要になっている。全体的そして組織的な教育力や研究力を高めていくことにより、教育の充実を図り、持続的発展を目指していかねばならない。

③ 組織体制の明確化

経営管理研究科委員会を中心とし、それぞれの課題解決領域に従い委員会が設置されているが、委員会規程が未整備であり、それぞれの役割と機能を明確にしていく必要がある。各委員会で焦点を絞った議論を行うことで、よりの確な研究科委員会の審議を行うことができることになり、結果として本研究科の発展につながっていくはずである。

(2) 中小企業分野に関する新しいカリキュラムと充実

本研究科の固有の目的は、地域資源、ヘルスケア、中小企業の各分野の地域に根ざしたビジネスリーダーの養成である。地域社会及び経済において、生産性を高めていく優先順位の高い課題・分野である中小企業分野について、教員体制とともに教育課程においても改善の余地がある。

(3) 学生の多様性確保とグローバル化

広島県全域、中国地方における本学の認知度はまだ十分に高いとはいえない。そのため、本研究科では開設以来、広島市内を中心とした学生によって構成されている。多様性を重視する本研究科としても地域的偏重は教育や学修の機会を狭めることになりかねないので、積極的にこの課題を解決していかねばならない。より多様性のある学生を確保するという観点では、社会人経験のない新卒者の受け入れと日本語能力を有する留学生の確保が必要だと考えている。

(4) 開講時間・開講場所や時間割の改善

現在は土曜日や集中授業として必修科目を配置することで、できる限り多くの社会人が通学しやすい環境を整えている。一方で、日本人の働き方に変化がみられており、必ずしも土曜日の必修科目の開講が望まれているわけでもない。キャンパスも広島市中心部から20分ほどの距離ではあるが、授業開講場所も必ずしも最善の選択であるとはいえない。多様な学生を確保することからも、時間、場所や時間割の改善も検討していくことが望まれる。

2. 今後の改善方策、計画等について

自己点検・評価によって、本研究科の今後の改善方策が明確になってきた。現在、本研究科が進めている改善計画も含めて、改めて以下の方策とその重要性を認識していかなければならない。

(1) 研究科体制の強化

マネジメントのコア科目の専任教員については、採用を進めており解決していかなければならないが、特任教員や非常勤教員の活用、修了生を中心としたHBMSコミュニティを教育体制の中に組み込むことも効果的な解決策と考える。HBMSコミュニティが経営学機能の役割を担うための今後の検討を行うとともに研究科内の規程などの整備を図っていく。

これらのことによって、より実践的かつ強固な教育基盤を構築していく予定である。

(2) 継続的な教育課程の見直し

現在の専門科目領域である地域資源、コモンズ、ヘルスケア、特別研究を再度整理し、より分かりやすい体系をつくっていく。その過程で、中小企業分野の企業課題を理解しながら、それらを全面的に押し出すことのできる教育課程を検討していく必要がある。

(3) 学生の多様化のための取り組みの充実

① グローバル化と留学生の受け入れ体制

本研究科は東南アジア諸国との連携を深めていくために協定締結を積極的に行っている。アジア高度人材育成プロジェクトも進行しており、留学生を受け入れる体制を整えていく計画である。英語によるカリキュラム、産学協同の社会人留学生受け入れの可能性について探り、学生の多様性の確保につなげていく。

② 中国地方全体への波及効果のための見直し

広島市内以外の学生を獲得し、中国地方全体で本研究科が存在意義を示すためには、より積極的な情報発信をしていくだけでなく、ハード面とソフト面の見直しが求められている。具体的にはハード面では、広島県東部地域でのサテライト・キャンパス展開、遠隔授業の導入、より広島駅に近い拠点での開講が望まれる。ソフト面では、開講時間や開講日（日曜日開講）、時間割が解決していくべき課題として進めていくことになる。併せて、情報発信力強化のためのウェブサイト強化や公開講座や教育研究プログラムを提供できるように研究センターの強化や新しい研究センターの設立を行っていかなければならない。

地域に根ざしたビジネスリーダーを養成し、広島県社会や経済の活性化の責務を果たしていくためには、新しい取り組みを積極的に推進していきながら、既存の取り組みの一層の改善が必要である。教職員一同、今回の自己点検・評価を通じて抽出された課題の理解と改善に鋭意努めていく次第である。